



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会東播支部

広報委員 足立均

令和7年度税制改正のポイント 子育てを支援する税制について②

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることを目的に、令和7年度税制改正では子育て世帯等を対象に①住宅ローン控除の拡充の延長②住宅リフォーム税制の拡充の延長③生命保険料控除の拡充が行われます。今回は②と③について解説します。※本稿は「令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）」に基づいています

住宅リフォーム税制の拡充のあらまし

子育て世帯等が現在所有・居住しているマイホームに一定の子育て対応改修工事（リフォーム）を行った場合、標準的な工事費用相当額（上限250万円）の10%に相当する金額等を所得税から控除できる制度です。令和6年限りとされていましたが、令和7年も引き続き適用できるようになりました。

「一定の子育て対応改修工事」とは

子どもの安全や生活の利便性を向上させるために行う特定の改修工事のことで、主に以下の工事が該当します。

- 子どもの事故を防止するための工事
 - ・壁や柱の出隅を丸くする
 - ・床材を滑りにくいものに取り替える
 - ・転倒防止のための手すりを設置する
 - ・指等の挟み込みを防止する機能が付いた扉に取り替える
 - ・チャイルドフェンスを設置する
 - ・感電防止のためのシャッター付きコンセントに取り替える
- 対面式キッチンへの交換工事
- 開口部の防犯性を高める工事
 - ・防犯性能が付いた玄関ドアに取り替える
 - ・割れにくい窓に取り替える

適用を受けるための主な要件は

- 子育て世帯等（19歳未満の扶養家族を有する者または夫婦のいずれかが40歳未満の夫婦）である
- 子育て対応改修工事を行う人が所有し、居住している家屋である
- 世帯の合計所得金額が2,000万円以下である
- 標準的な工事費用相当額から補助金等を差し引いた額が50万円を超えている
- 令和7年12月31日までに改修工事が終了し、入居している
- 改修後の住宅の床面積が50㎡以上である

生命保険料控除の拡充のあらまし

令和8年分の措置として、23歳未満の扶養親族がいる場合の新生命保険料（平成24年1月1日以後に締結した契約）に係る一般生命保険料の控除額の計算方法が見直されます（下表参照）。また、旧生命保険料および今改正の適用がある新生命保険料を支払った場合、一般生命保険料控除の適用限度額が6万円（現行4万円）に引き上げられます。

年間の新生命保険料	控除額
3万円以下	新生命保険料の全額
3万円超6万円以下	新生命保険料×1/2+1万5,000円
6万円超12万円以下	新生命保険料×1/4+3万円
12万円超	一律6万円

参考文献：「事務所通信2025年5月号」（TKC出版）

